

委託契約書

愛媛県（以下「甲」という。）及び今治市（以下「乙」という。）と●●●●●●●●●●（以下「丙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲及び乙は、愛媛県及び今治市における「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた離発着場候補地等環境調査事業委託業務（以下「委託事業」という。）を別添「愛媛県及び今治市における「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた離発着場候補地等環境調査事業委託業務仕様書」により丙に委託し、丙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲及び乙は、丙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払うものとする。

2 前項の委託料は、甲が〇円、乙が〇円負担するものとする。

（委託の期間）

第3条 丙は、令和6年●月●日から令和7年2月28日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 丙は、この契約の締結と同時に、第2条第2項に定める甲、乙の負担額の10分の1以上の金額を甲及び乙にそれぞれ納付しなければならない。

2 契約保証金は、丙がこの契約に定める債務を履行したときに、丙の請求により返還する。ただし、第4項の規定により契約保証金を充当した場合は、その残額を返還する。

3 契約保証金には、利息を付けない。

4 丙がこの契約に基づき甲及び乙に対し負担する損害賠償、遅延利息又は違約金を支払わないときは、甲及び乙は契約保証金をもってその弁済に充てることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 丙は、委託事業の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 丙は、前項の規定に基づく甲及び乙の承諾により業務を再委託する場合は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲及び乙に対する責任を共有させなければならない。

（業務の調査等）

第7条 甲及び乙又は甲乙いずれか一方は、必要があると認めたときは、丙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処

理に関して丙に必要な指示を与えることができるものとする。

(実施報告及び完了検査)

第8条 丙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく事業の完了を別に定める様式により甲乙それぞれに届け出て検査を受けなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定による届出を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了についてそれぞれ検査を行うものとする。

3 丙は、甲乙双方から検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲乙それぞれに引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第9条 丙は、前条第2項の検査に合格しないときは、甲及び乙又は甲乙いずれか一方の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲及び乙又は甲乙いずれか一方に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第10条 丙は、甲乙双方から第8条第2項の検査に合格したときは、遅滞なく、委託料の支払を甲乙それぞれに請求するものとし、甲及び乙は、丙の支払請求を受理した日から起算して30日以内に、それぞれ委託料を支払うものとする。

2 甲及び乙は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲乙協議のうえでその理由を明示してこれを丙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲乙双方が丙からは正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が丙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払の遅延)

第11条 甲及び乙は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、以下の各号により遅延利息を丙に支払うものとする。

(1) 甲が約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）

第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を丙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(2) 乙が約定期間内に代金を支払わなかったときは、遅延日数に応じて法定利率の割合で計算した額の遅延利息を丙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その金額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(前金払)

第12条 第10条第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、必要と認めるときは、委

託料の一部を前金払することがある。

- 2 丙は、前金払を受けようとするときは、別途書面により、請求するものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、甲乙協議のうえでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 委託事業を遂行することが困難であるとき
- (3) 丙又は丙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲及び乙は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を丙に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 丙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲及び乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 丙は、甲及び乙が指示した以外の目的のために、この委託事業に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等の一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

- 2 丙は、甲及び乙が別に指示する以外に成果品を複製し、又は複製してはならない。
- 3 丙は、甲及び乙の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(著作権)

第17条 丙は、実施業務に基づき丙が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む。）について、引渡しの際に甲及び乙に無償で譲渡するものとする。

- 2 丙は、作成物に係る著作者人格権を行使するときにおいても、甲及び乙並びに甲及び乙の指定する者に対して、これを行使しないものとする。
- 3 丙は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者から知的財産権の侵害の申立を受けたときには、丙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、甲乙丙協議してこれを定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関して生じた紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
市長 徳永繁樹

丙 ●●県●●●●●●
株式会社●●●●●
●● ●●●●●

愛媛県知事 中村 時広 様
今治市長 徳永 繁樹 様

所在地
事業主体名
代表者職氏名

愛媛県及び今治市における「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた離発着場
候補地等環境調査事業委託業務実施報告書兼検査（確認）調書

- 1 件名 _____
- 2 委託期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで
- 3 出来高 (1) 完了 (2) 回中 回目 (3) 月分
- 4 契約金額 (1) 総額 _____円
(2) 未払額 _____円
(3) 今回請求額 _____円
(4) 残額 _____円
(注) 残額は(2)－(3)

5 添付書類

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

年 月 日

愛媛県知事 様
今治市長 様

検査(確認)担当者 印
所 属 長 印

上記委託業務について、検査の結果契約書、仕様書のとおり実施したことを確認しました。

出来高評価	優	良	可
-------	---	---	---

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 丙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 丙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 丙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 丙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲及び乙に報告しなければならない。

3 丙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲及び乙に報告しなければならない。

4 丙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲及び乙に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 丙は、甲及び乙の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 丙は、この契約による業務を処理するために甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を、甲及び乙の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 丙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 丙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲及び乙に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、丙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲及び乙に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 丙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲及び乙の求め

に応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 丙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 丙は、甲及び乙に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲及び乙に返還するものとする。ただし、甲及び乙が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 丙は、この契約による業務を処理するため丙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲及び乙が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 丙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、丙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲及び乙は、丙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲及び乙は、丙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、丙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 丙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲及び乙に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲及び乙の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 丙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲及び乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲及び乙又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲及び乙は、丙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。